

資料1

委託料の推移(一般廃棄物収集及び衛生センター維持管理業務の委託に関する各種金額の推移)

年度	委託業務契約書			見積書			発注決議書						
	委託契約金	うち消費税等	※ 契約金 - 消費税	見積金額	課税対象分	非課税対象分	積算額	課税分	消費税	非課税分	契約方法	契約方法の 根拠	摘要
H26	30,288,000	2,221,048	28,066,952	28,066,952	27,763,102	303,850	30,348,000	27,818,657	2,225,493	303,850	随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	近隣に最終処分場の施設管理資格者を有しており、本町の最終処分場の維持管理を受託可能な事業所がないこと。長年当町の収集業務に従事しており、収集経路・収集場所・施設設備の維持管理等に精通しているため、一社特命とする。
H25	29,304,000	1,381,132	27,922,868	27,922,868	27,622,648	300,220	30,023,000	28,301,543	1,415,077	306,380	随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	近隣に最終処分場の施設管理資格者を有しており、本町の最終処分場の維持管理を受託可能な事業所がないこと。長年当町の収集業務に従事しており、収集経路・収集場所・施設設備の維持管理等に精通しているため、一社特命とする。
H24	29,169,000	1,374,410	27,794,590	27,794,590	27,488,210	306,380	29,359,000	27,669,162	1,383,458	306,380	随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	近隣に最終処分場の施設管理資格者を有している業者がない。長年当町の収集業務に従事しており、収集経路・収集場所・施設設備の維持管理等に精通しているため、一社特命とする。
H23	29,550,000	1,393,176	28,156,824	28,156,824	27,863,524	293,300	30,129,050	28,415,000	1,420,750	293,300	随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	近隣に最終処分場の施設管理資格者を有している業者がない。長年当町の収集業務に従事しており、収集経路・収集場所・施設設備の維持管理等に精通しているため、一社特命とする。
H22	29,200,000	1,376,014	27,823,986	29,200,000	28,896,300	303,700	29,671,020	27,968,876	1,398,444	303,700	随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	近隣に最終処分場の施設管理資格者を有している業者がない。長年当町の収集業務に従事しており、収集経路・収集場所・施設設備の維持管理等に精通しているため、一社特命とする。
H21	31,190,000	1,469,333	29,720,667	31,190,000	30,856,000	334,000	31,190,000	29,386,667	1,469,333	334,000	随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	長年当町の収集業務に従事しており、収集経路・収集場所・施設設備の維持管理等に精通しているため、一社特命とする。
H20	33,580,000	1,573,915	32,006,085	33,580,000	33,052,220	527,780	33,620,000	31,516,400	1,575,820	527,780	随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	長年当町の収集業務に従事しており、収集経路・収集場所・施設設備の維持管理等に精通しているため、一社特命とする。
H19	32,230,000	1,509,651	30,720,349	32,230,000	31,702,680	527,320	32,230,000	30,193,029	1,509,651	527,320	随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	長年当町の収集業務に従事しており、収集経路・収集場所・施設設備の維持管理等に精通しているため、一社特命とする。
H18	31,560,000	1,502,857	30,057,143	31,560,000	31,080,000	480,000	31,665,000		1,507,858	480,000	随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	当社に4tトラックを購入させH16からH20までの5年間償却期間があるため特命とする
H17	31,992,000	1,498,500	30,493,500	31,992,000		561,180	32,001,500		1,498,500	560,000	随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	最終処分場技術管理者を有する業者であり、本業務について精通している職員を雇用していることから特命とする。
H16	30,660,000	1,460,000	29,200,000	30,660,000			31,195,500		1,485,500		随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	最終処分場技術管理者を有する業者であり、本業務について精通している職員を雇用していることから特命とする。
H15	28,360,080	1,350,480	27,009,600	28,360,080			28,418,250		1,353,250		随意契約	月形町財務規則第140条の2第1項第1号	最終処分場技術管理者を有する業者であり、本業務について精通している職員を雇用していることから特命とする。

月形町財務規則

(随意契約の見積書の徴取等)

第140条の2 予算執行者等は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。
- (3) 1件の契約金額が10万円未満の物品の購入又は修繕をする時。
- (4) 2人以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき。

2 予算執行者等は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないと認めるとき又は前項第3号の場合においてその金額が1万円未満のものであるときは、当該見積書を徴しないことができる。

3 予算執行者等は、随意契約による場合においては、その関係書類(支出負担行為に係るもの)にあつては、その決議書)にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

----- 消費税 5→8%

----- 書式変更

資料2

非課税経費(委託業務発注決議書>積算内訳 より)

年度	パッカー車					2tトラック					4tトラック					合計	備考
	自賠責	重量税	印紙代	任意保険	自動車税	自賠責	重量税	印紙代	任意保険	自動車税	自賠責	重量税	印紙代	任意保険	自動車税		
H26	0	0	0	63,600	0	0	0	0	68,350	0	35,620	40,000	1,100	74,680	20,500	303,850	
H25	0	0	0	65,040	0	0	0	0	72,240	0	35,620	40,000	1,100	71,880	20,500	306,380	
H24	0	0	0	65,040	0	0	0	0	72,240	0	35,620	40,000	1,100	71,880	20,500	306,380	
H23	0	0	0	80,280	0	0	0	0	50,040	0	35,260	40,000	1,100	66,120	20,500	293,300	
H22	0	0	0	80,280	0	0	0	0	50,040	0	35,260	50,400	1,100	66,120	20,500	303,700	
H21	0	0	0	0	0	12,250	31,500	1,100	59,980	12,600	35,260	50,400	1,100	109,310	20,500	334,000	※2
H20	23,120	50,400	1,100	81,420	12,600	23,120	31,500	1,100	59,980	12,600	49,530	50,400	1,100	109,310	20,500	527,780	
H19	23,020	50,400	1,100	81,420	12,600	23,020	31,500	1,100	59,980	12,600	49,270	50,400	1,100	109,310	20,500	527,320	
H18	22,380	50,400	1,100	67,590	11,500	22,380	31,500	1,100	45,080	12,600	47,700	50,400	1,100	85,530	20,500	470,860	
H17	33,900	50,400		104,390	9,700	26,750	31,500		64,050	9,700	42,460	50,400		117,430	20,500	561,180	
H16	33,900	50,400		104,390	9,700	26,750	31,500		64,050	9,700	42,460	50,400		117,430	20,500	561,180	※3
H15	26,750	50,400		69,290	9,700	33,900	31,500		129,600	9,700						360,840	※3

《備考》

※1 は、(株)富士工業が所有権を持つ車両の経費

※2 H21年度途中に車両更新。更新後は町所有車両。 取得日:パッカー車(H21.9.15)、2tトラック(H21.12.14)／財産に関する調書より

※3 H15,16年度は、全ての経費に対して消費税5%分を上乗せして委託料を計算。ここに記載の「非課税経費分」にも更に消費税5%を上乗せして支出

資料3

車輛経費：課税分（委託業務発注決議書＞積算内訳より）

年度	パッカー車		2tトラック		4tトラック			燃料及び維持費					合計	備考
	車検費	車検代 手数料	車検費	車検代 手数料	車輛 償却費	車検費	車検代 手数料	燃料費 (3台分)	燃料費 (フォークリ フト分)	補修費	パッカー車 維持修理費	2tトラック 維持修理 費		
H26	0	0	0	0	0	205,623	10,000	2,872,800	36,000	600,000	0	0	3,724,423	
H25	0	0	0	0	0	150,310	10,000	2,708,640	36,000	600,000	0	0	3,504,950	
H24	0	0	0	0	0	150,310	10,000	2,523,960	34,080	600,000	0	0	3,318,350	
H23	0	0	0	0	0	149,635	10,000	2,808,000	82,200	600,000	0	0	3,649,835	
H22	0	0	0	0	0	147,110	10,000	2,691,000	76,200	600,000	0	0	3,524,310	
H21	0	0	100,100	10,000	0	129,000	10,000	3,750,000	45,000	600,000	0	0	4,644,100	※1
H20	160,976	10,000	80,264	10,000	1,221,844	101,924	10,000	3,750,000	45,000	600,000	1,054,582	182,090	7,226,680	
H19	112,589	10,000	77,881	10,000	1,221,844	99,503	10,000	3,660,000	43,920	600,000	277,500		6,123,237	※4
H18	253,666		78,680		1,221,844	109,545		3,036,000	※2	600,000	435,500		5,735,235	
H17	129,600		88,500		1,221,844			2,732,400	※2	400,000	1,467,300		6,039,644	
H16	129,600		88,500		1,312,204			2,592,000	※2	986,900			5,109,204	※3
H15	129,600		88,500					1,900,000	※2	190,000			2,308,100	※3

注釈

- ※1 H21年度途中に車輛更新。更新後は町所有車輛。 取得日：パッカー車(H21.9.15)、2tトラック(H21.12.14)／財産に関する調書より
- ※2 H15～H18：燃料費の区分は明記されていない。
- ※3 H15、H16は支出命令書なし(保管期限を過ぎていることによる)
- ※4 書式変更
- ※5 仕様書に「実績に応じて委託料の最終支払い月に精算する」と明記(→資料4参照)されているが、支払いの痕跡なし。

資料4 仕様書・契約書の記載事項・抜粋

① 仕様書（精算行為） H22～H25のみ

第8条	委託業務にかかる次の経費については、実績に応じて委託料の最終支払い月に精算するものとする。
(1)	貸与車両及び収集車両等に係る燃料
(2)	収集車両補修費

↑
仕様書には「精算行為」が明記されているが、実際には全く行われていない。

② 契約書（車両の貸与等） H22～H26

第11条	甲は、委託業務を遂行するための車両等（別紙無償貸与車両、施設及び貸与用具等一覧表）を無償で乙に貸与するものとする。
2	乙は、前項の車両を管理者の注意をもって取り扱うものとし、委託業務を行うためにのみ使用するものとする。
3	乙は、町所有貸与車両（別紙無償貸与車両、施設及び貸与用具等一覧表中「(2)町所有貸与車両（乙が任意自動車損害賠償保険に加入する車両）」をいう。）について、任意自動車損害賠償保険に加入するものとし、分担金は乙の負担とする。
4	乙は前項で規定する任意自動車損害賠償保険加入後は速やかに保険証券またはこれに代わるものを甲へ提出しなければならない。
5	乙は、貸与車両（別紙無償貸与車両、施設及び貸与用具等一覧表中「1貸与車両」をいう。）以下同じ。）以外の車両について別に定める仕様書により配置するものとする。
6	貸与車両の基本修理、更新等については、甲がその処置を決定し、費用は甲が負担するものとする。
7	町所有貸与車両（別紙無償貸与車両、施設及び貸与用具等一覧表中「(2)町所有貸与車両（乙が任意自動車損害賠償保険に加入する車両）」をいう。）の事故による修理は、乙が加入する任意自動車損害賠償保険を適用し、日常の消耗破損及び故障の小修理についての費用負担は、甲乙協議して決めるものとする。

仕様書（車両等の配置） H22～H26

第6条	乙は甲が貸与する以外の車両（以下「収集車両」という。）について配置するものとする。
(1)	収集車両は、4tトラック車（垂直リフト装備）とし、甲が指定する色に車体塗装を行い、指定する文字を明記する。
(2)	収集車両は、任意自動車損害賠償保険に加入し、甲または第三者に損害を与えた場合は、乙の責任においてその賠償をするものとする。
(3)	乙は前項で規定する任意自動車損害賠償保険加入後は速やかに保険証券またはこれに代わるものの写しを甲へ提出しなければならない。
(4)	収集車両の修理は、乙の経費負担において行うものとする。
(5)	収集車両は、甲が認めた業務以外に使用してはならない。
(6)	収集車両は、新規購入後5年間で償却する。なお、乙から延長して使用したい旨申し出があったとき、甲は収集車両を検査の上、延長して使用することを許可できるものとするが、委託料は減価償却を除いた金額とする。

無償貸与車両、施設及び貸与用具等一覧表 H22～H26

1	貸与車両
(1)	町所有貸与車両（甲が任意自動車損害賠償保険に加入する車両）
	・ コマツ FW350 トラッシュローダー 1台
	・ 古河（フルカワ） F12-1135 タイヤショベル 1台
	・ フォークリフト 1台
(2)	町所有貸与車両（乙が任意自動車損害賠償保険に加入する車両）
	・ 塵芥収集車（排出板式8.2m3） 1台
	・ 2トントラック（垂直リフト装備） 1台
(3)	町リース貸与車両
	・ 油圧ショベル 1台（H25、H26）
	※ 不整地運搬車（作業時期のみ） 1台（H22～H25）
2	貸与施設及び貸与用具等…省略

※ H21以前の無償貸与車両は、以下の3台のみ

- ・ コマツ FW350 トラッシュローダー 1台
- ・ 古河（フルカワ） F12-1135 タイヤショベル 1台
- ・ フォークリフト 1台

※ H21以前に仕様書で配置が定められた車両は

- ・ 塵芥収集車（排出板式8.8m3以上） 1台
- ・ 2トントラック（垂直リフト装備） 1台
- ・ 4トントラック（垂直リフト装備） 1台

← ← 油圧ショベル（冬期間等のみ） 1台（H22～H24）